

議案第13号

北名古屋市医療費支給条例の一部改正について

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正等に伴い、関係条文の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市医療費支給条例（平成18年北名古屋市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「次条」を「第4条」に改め、同条第2項を削る。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第3条の3 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給資格者としなない。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を受けている者
- (4) 法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。